

みんなでささえる

# 介護保険

平成14年1月改訂版

みんなでささえる  
介護保険



# サービスが充実しています



介護保険は、平成12年4月に生まれました。制度実施以来、介護サービスの量が増えるなどの、よい効果が現れています。

## 【介護サービスの量が増えています】

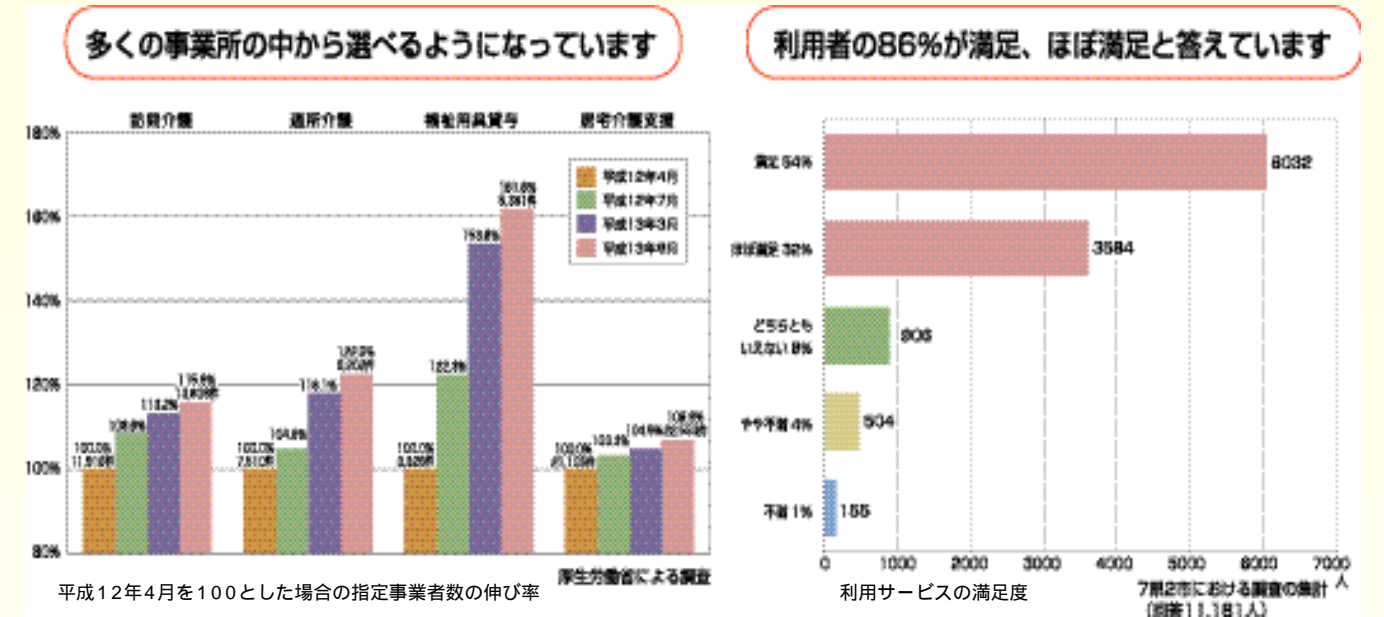
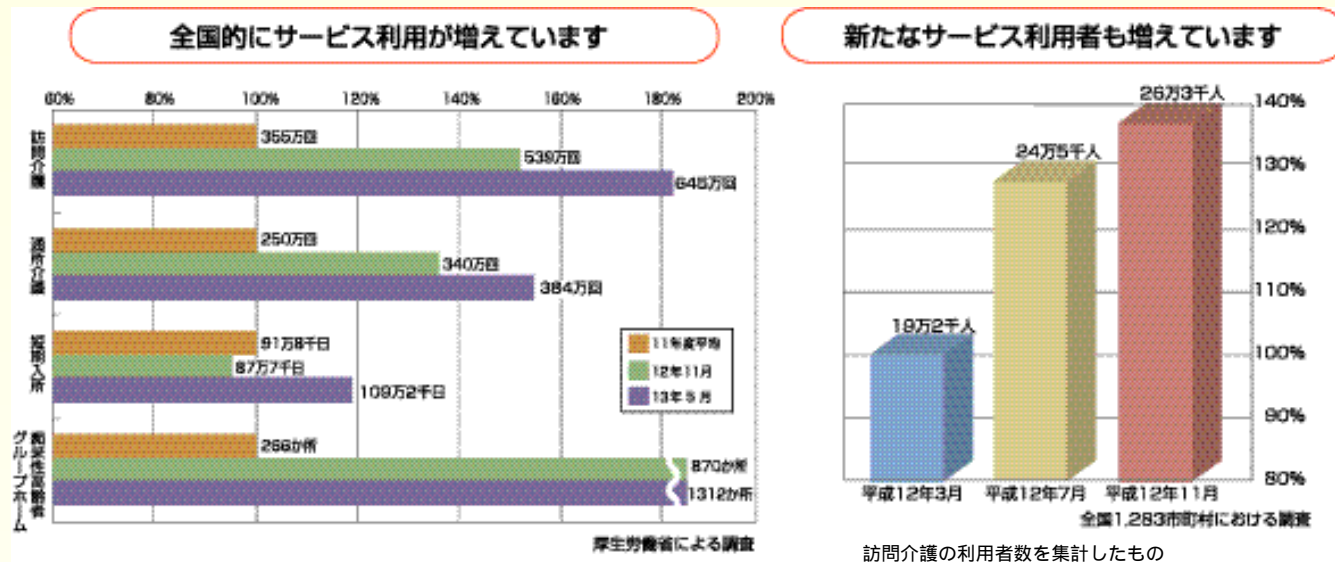
介護保険制度がスタートしたことにより、それ以前と比較して、介護サービスを利用する人の数が増えていますし、一人ひとりが利用する介護サービスの量も増えています。また、介護サービスに支払われる費用も、在宅サービスを中心に順調に増加していますので、より多くの方が、より多くのサービスをご利用いただいている様子が現れています。

## 【介護サービス利用者の声】

介護保険では、これまでのような行政から与えられるサービスではなく、それぞれの被保険者が「保険料を支払う者の権利」として、自ら選んでサービスを利用することができます。介護サービスを提供する事業所も増えていますので、高齢者がサービスを利用する際に、より多くの事業所から選ぶことが可能になりました。

介護保険がスタートして、サービスがよくなった、あるいは、サービスに関する苦情を言いやすくなったという声も聞かれ、8割の方が満足、ほぼ満足と答えています。

また、市町村が行ったアンケートでは、介護保険のサービスを利用してよかったという声も多く寄せられています。

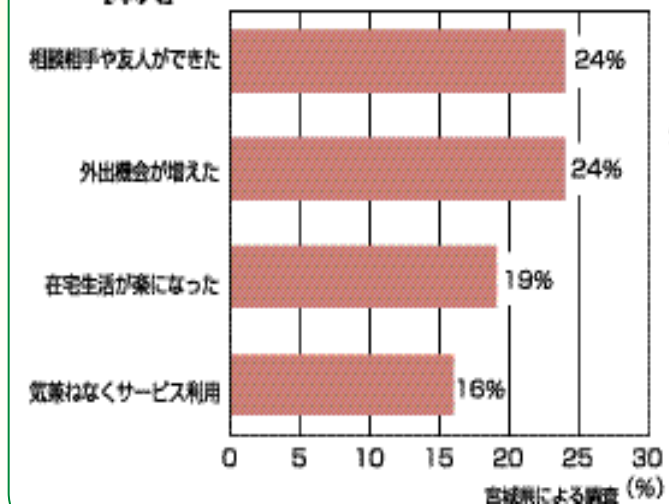


短期入所（12年11月、13年5月）の値は、振替利用（訪問通所サービスの利用限度額の未利用分を、短期入所サービスに振り替えて利用できるようにする措置）分があるものとして推計したもの

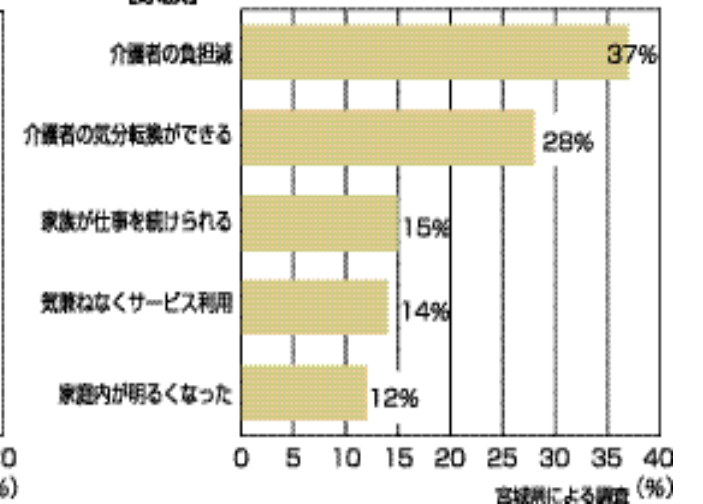
## 介護保険制度の効果

●制度の効果としては、「在宅生活を送れる」、「家族の負担減」などが多くあげられている。

### 【本人】

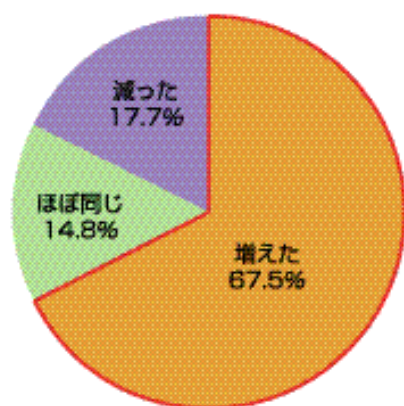


### 【家族】



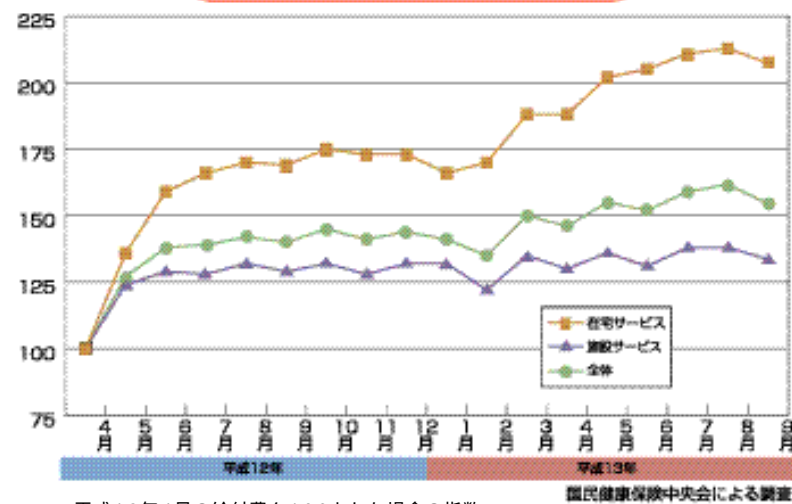
これから介護保険を国民みんなでより良いものに育てていくためにも、利用者の声が大切です！

## 一人ひとりが利用するサービス量も増えています



介護保険制度施行前と施行後のサービス量を比較したもの

## 在宅サービスが特に伸びています

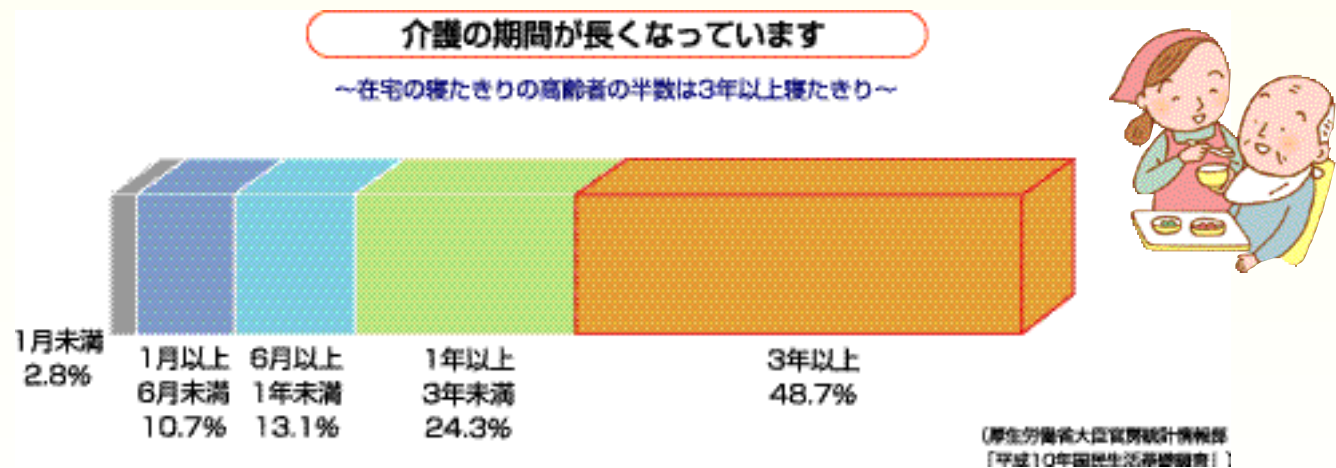
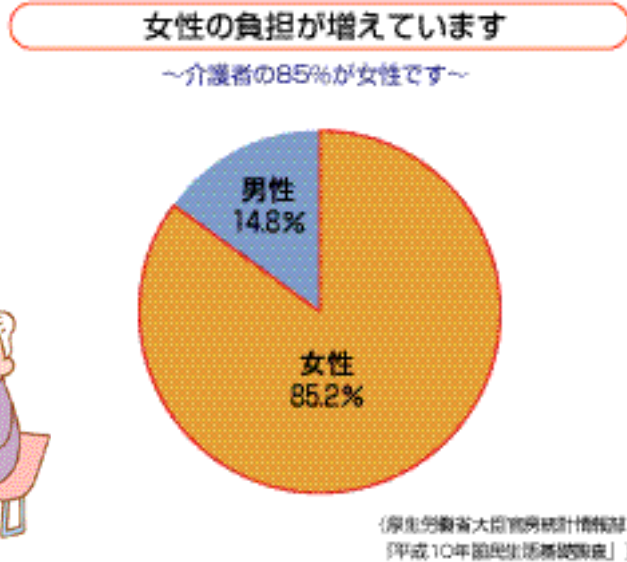
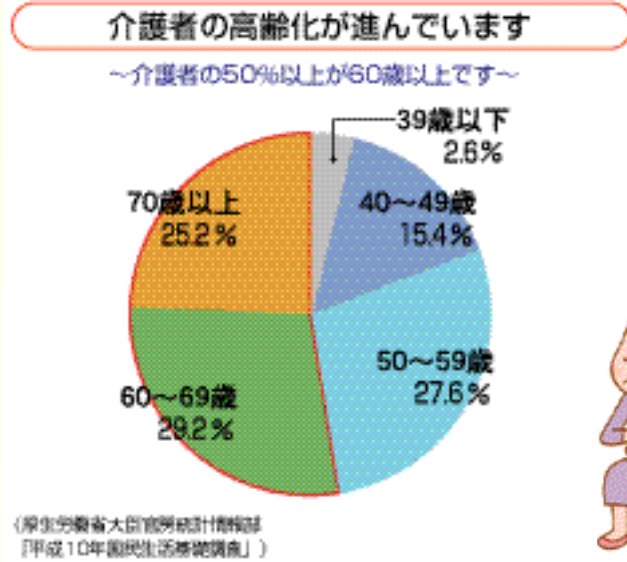
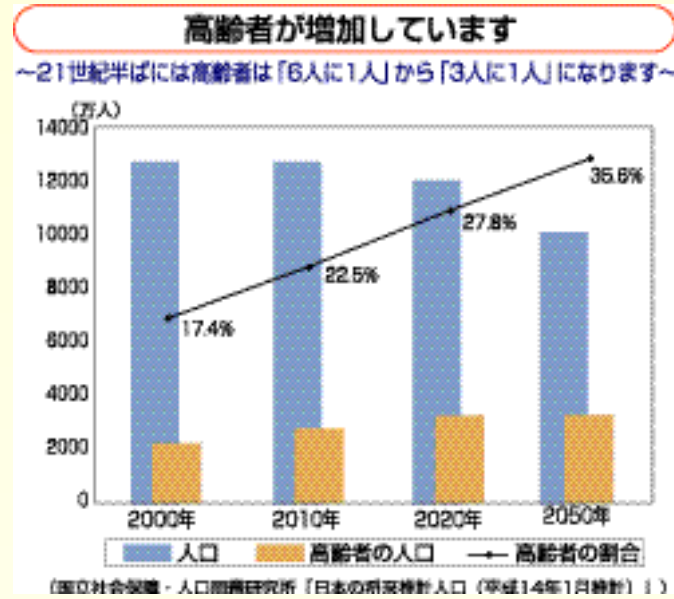


# 介護保険は家族の介護負担を軽減します

わが国はすでに高齢社会に突入し、21世紀の半ばには3人に1人が高齢者という時代を迎えようとしています。

これに伴い、介護を必要とする高齢者が増えており、一方で、介護する人も高齢になり、また、介護の期間も長くなっているため、介護する人の負担も重くなっています。さらに、働きに出る女性も増えてきており家族だけで介護することは難しくなっています。

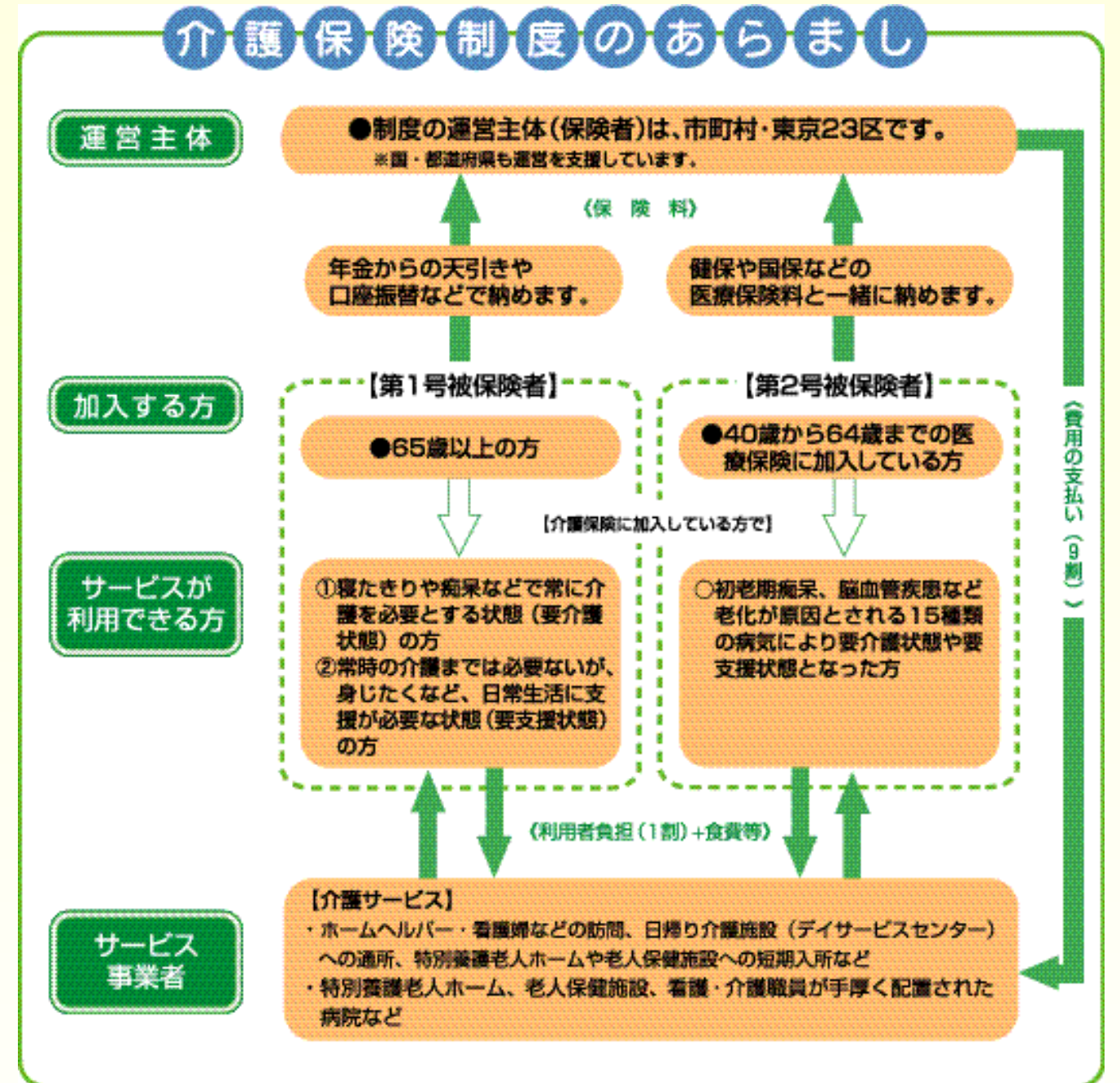
いま、介護は誰もが直面する問題になっています。介護保険制度は介護を国民みんなで支える仕組みです。



# 介護保険制度のあらまし



介護保険は、すべての被保険者が納める保険料と、国・都道府県・市町村からの公費（税金）を財源として、介護や支援が必要となった被保険者に介護サービスを提供することで、被保険者自身とその家族とを支援する仕組みです。



### 【住民に最も身近な市町村が保険者】

介護保険制度においては、各市町村が保険者となって制度を運営しています。これにより住民に最も身近な市町村が、住民の声を聞きながら、その地域性を踏まえた制度運営をすることができます。もちろん国、都道府県などが市町村を重層的に支えています。



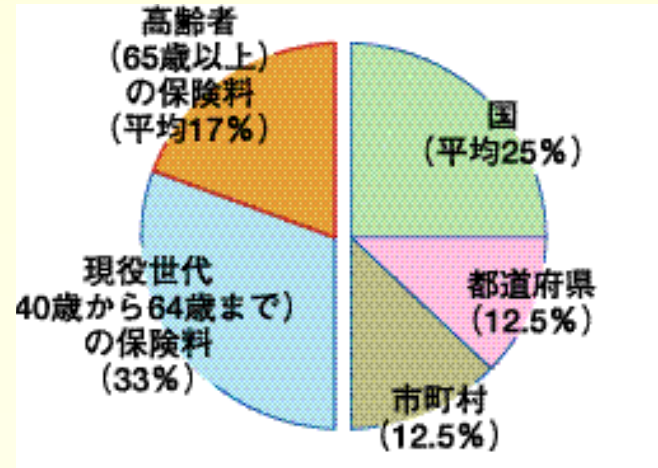
# 介護保険は助け合いの仕組み

## 【介護保険は助け合いの仕組み】

介護保険は、加入者自身が助け合いの考えに立って、保険料を負担し、誰かが介護が必要になった際にサービスを提供する仕組みです。

## 【保険料のほか国民みんなで支えます】

また、その費用は、保険料で半分、国や自治体の公費で半分を負担しており、助け合いの仕組みを国民皆で支え合う仕組みになっています。具体的には、国・都道府県・市町村の公費で50%を賄っているほか、現役世代（第2号被保険者）の保険料で33%を賄っており、高齢者（第1号被保険者）の保険料で賄われるのは、費用全体の平均17%となっています。



## 【保険料の額】

保険料の額は、介護サービスの費用の約6分の1（平均17%）を、基本的に市町村にお住まいの65歳以上の方の人数で割った額が基準となります。

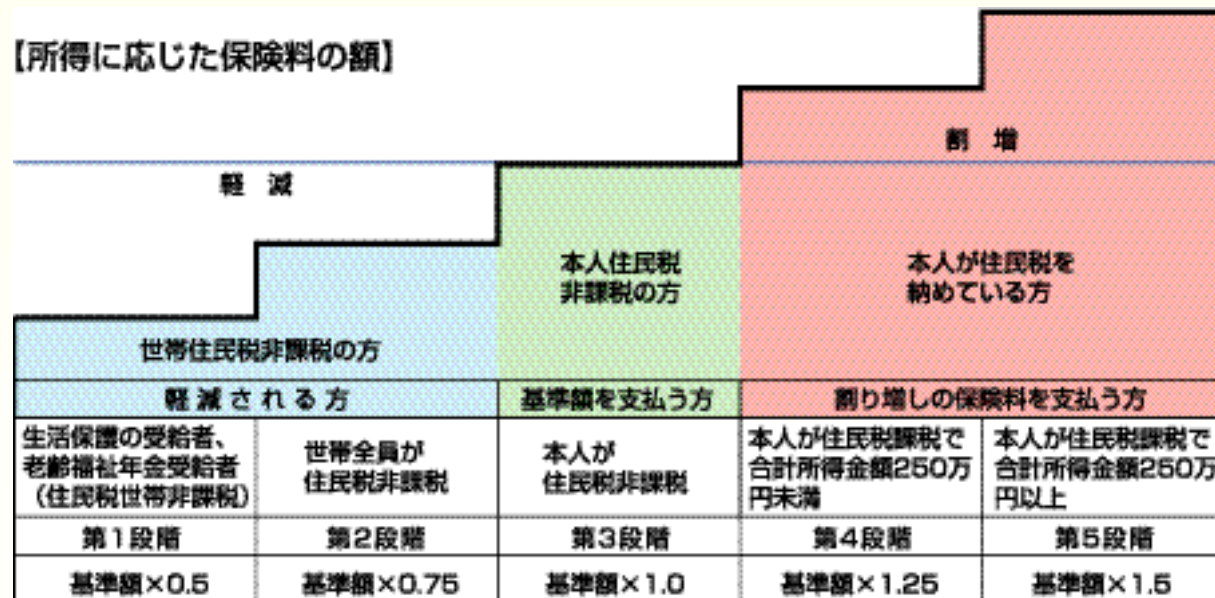
この額は、お住まいの市町村の介護サービスの量に応じ、3年ごとに定められることになっています。

それぞれの方の保険料は、無理なくご負担いただけるよう、所得に応じた額を負担していただくこととなります。これは年金の額だけによって決まるわけではなく、給料や事業による所得などすべての収入をもとに決められます。世帯に住民税が課税される方がいない場合などには、基準となる保険料額から軽減されることとなります。

災害や、世帯で主に生計を支えている方の失業・倒産などで保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますので、市町村の窓口でご相談ください。

平成13年10月から、特別対策により半額とされてきた高齢者の保険料額が本来の額になっていますが、平成12年度の保険料収納率は98.6%（全国107市町村における調査）と高く、助け合いの考え方が定着してきています。

## 【所得に応じた保険料の額】



## 【保険料の納め方】

保険料の納め方には、年金からの天引き（特別徴収）と、口座振替または納付書による納付（普通徴収）があります。

年金からの天引き（特別徴収）

老齢・退職年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の方

2か月ごと（2月、4月、6月、8月、10月、12月）に支払われる年金から、支払いごとに、2か月分の保険料が天引きされます。

老齢福祉年金、障害年金、遺族年金からは天引きされません。

口座振替、納付書による金融機関への納付（普通徴収）

老齢・退職年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の方、障害年金、遺族年金の方など

市町村の定めた納期ごとに、口座振替または納付書により市町村が定める金融機関に納めていただくこととなります。納め忘れがないよう、できるだけ口座振替の手続きをとりましょう。

### 【納め忘れに注意!】

- 保険料を滞納している方がサービスを利用する場合は、原則として、
  - 1年以上の滞納の場合には、いったん、サービスの費用全額を支払っていただいた上で、市町村の窓口で、事後的に費用の9割の払い戻しを受けることとなります。
  - 1年6か月以上の滞納の場合には、滞納している保険料の額を給付される金額から差し引くことがあります。
  - 65歳からの保険料を長期間滞納していた場合には、その期間に応じた一定期間、保険から給付される額がサービスの費用の9割から7割に引き下げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。保険料は必ず納めましょう。

## 40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の保険料について

40歳から64歳までの方の介護保険料は、医療保険の保険料として一括して徴収されます。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

### 健康保険に加入している場合

- ・保険料は給料に応じて異なります。
- ・保険料の半分は事業主が負担します。
- ・サラリーマンの妻などの被扶養者の分は、各健康保険の被保険者が皆で分担しますので、新たに保険料を納める必要は原則としてありません。

### 国民健康保険に加入している場合

- ・保険料は所得や資産等に応じて異なります。
- ・保険料と同額の国庫負担があります。
- ・世帯主が、世帯員の分も負担します。